

八王子市心身障害者福祉センター

指定管理者 25 年度協定書

目 次

第 1 条（協定期間）	1
第 2 条（指定管理料）	1
第 3 条（指定管理料の精算）	1
第 4 条（施設の維持修繕等）	1
第 5 条（乙による備品の購入）	2
第 6 条（疑義等の決定）	2

平成 25 年度における

八王子市心身障害者福祉センターの管理運営に関する年度協定書

八王子市(以下「甲」という。)と社会福祉法人武蔵野会(以下「乙」という。)とは、平成 23 年 4 月 1 日に、八王子市心身障害者福祉センター(以下「本センター」という。)の管理運営に関して締結した八王子市心身障害者福祉センターの管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、平成 25 年度における協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(協定期間)

第 1 条 本協定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(指定管理料)

第 2 条 甲は、平成 23 年度の指定管理料として、金 51,431,000 円を支払うものとする。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 0 円)

- 2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより所定の手続きに従って 30 日以内に対価を支払うものとする。
- 3 前項の指定管理料は概算払いとし、乙は、別紙支払内訳書の区分により甲に請求するものとする。

(指定管理料の精算)

第 3 条 乙は、支払いを受けた指定管理料の内容を明らかにした精算書を委託期間満了後速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により精算した場合において、支払いを受けた指定管理料に剰余金が生じたときは、速やかにこれを甲に返納しなければならない。

(施設の維持修繕等)

第 4 条 本センターの大規模な改築、改造若しくは修繕、または新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、1 件当たりの金額が 130 万円未満の修繕については、甲の承認を受けて、乙が本センターの管理業務に係る経費の範囲内で行うものとする。

- 2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

(乙による備品の購入)

第5条 乙が、甲の支払う対価によって購入できる備品の金額は、1件あたり120万円未満とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び年度協定に関し危機が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲(八王子市)

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石森 孝志 印

乙(指定管理者)

所在地 八王子市台町一丁目19番3号

名称 社会福祉法人武蔵野会

代表者 理事長 上野 純宏 印

別 紙

支 払 内 訳 書

年度協定書第2条の管理運営に係る経費は、次のとおり分割して支払う。

回数	対象月	支払月	金額
第1回	4月・5月	平成25年 4月	11,753,750 円
第2回	6月・7月	平成25年 6月	10,580,600 円
第3回	8月・9月	平成25年 8月	5,290,300 円
第4回	10月・11月	平成25年10月	7,935,450 円
第5回	12月・1月	平成25年12月	10,580,600 円
第6回	2月・3月	平成26年 2月	5,290,300 円
		合計	51,431,000 円